

重点10 特別支援教育の推進 1 特別支援教育

ねらい

通常の学級に多く在籍すると考えられる発達障害児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒が増加する傾向にある中、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な教育的支援を行うという視点に立って、教育的対応を考える必要があります。そのために、幼児児童生徒の能力や可能性を伸ばし、園・学校における生活や学習上の困難を改善するための適切な指導や支援を通じて、自立や社会参加に向けた主体的な取組を行います。

現状

○平成19年度特別支援学級の設置状況 ○平成19年度特別支援学級在籍児童生徒数

校種	小学校		中学校	
	学校数	学級数	学校数	学級数
難聴	1	1	1	1
知的障害	35	36	19	19
情緒障害	27	27	9	9
肢体不自由	11	11	3	3
計		75		32

(H19. 4. 1現在)

校種	小学校							中学校			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
難聴	0	0	1	2	1	0	4	1	0	1	2
知的障害	22	20	23	25	28	19	137	23	19	16	58
情緒障害	18	14	20	16	9	13	90	12	9	6	27
肢体不自由	1	1	6	6	3	0	17	1	1	3	5
計	41	35	50	49	41	32	248	37	29	26	92

(H19. 4. 1現在)

○平成20年度特別支援学級の設置状況 ○平成20年度特別支援学級在籍児童生徒数

校種	小学校		中学校	
	学校数	学級数	学校数	学級数
難聴	1	1	1	1
知的障害	36	38	19	19
情緒障害	28	28	11	11
肢体不自由	13	13	2	2
計		80		33

(H20. 4. 1現在)

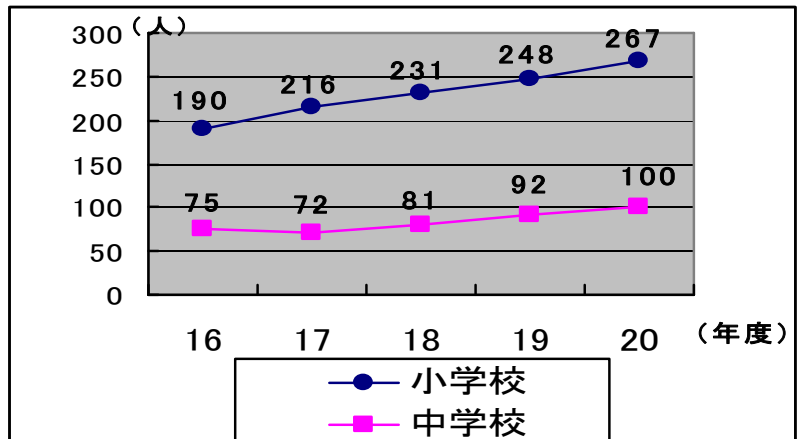
校種	小学校							中学校			
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
難聴	1	0	0	1	2	1	5	0	1	0	1
知的障害	20	26	23	25	25	28	147	22	28	20	70
情緒障害	17	17	15	18	16	12	95	8	12	7	27
肢体不自由	1	1	1	8	5	4	20	0	1	1	2
計	39	44	39	52	48	45	267	30	42	28	100

(H20. 4. 1現在)

○平成20年度学級認可状況

校種	種別	新增設	廃止
小学校	知的	4	2
	情緒	1	0
	肢体	2	0
中学校	知的	1	1
	情緒	2	0
	肢体	0	1

○特別支援学級在籍児童生徒数の推移



第3章 子どもたちを指導する上で特に重要と考えるもの

○就学支援委員会で審議された幼児の就学先（平成20年度入学）

学校・学級の種別	通常の学級	盲	聾	特別支援学校			特別支援学級				就学猶予	計
				病弱	知的障害	肢体不自由	難聴	知的障害	情緒障害	肢体不自由		
就学人数	57	0	0	0	8	4	1	20	18	1	0	109

就学相談の対象となる子どもの障害の種類や相談内容は、年々多様化してきています。それぞれの学校においては、校内委員会が中心となり、就学予定児の実態把握のために、保育所や幼稚園への訪問や情報交換を行い、スムーズに学校生活のスタートを切ることができるよう、望ましい学習形態や支援のあり方を検討する学校が増えてきています。

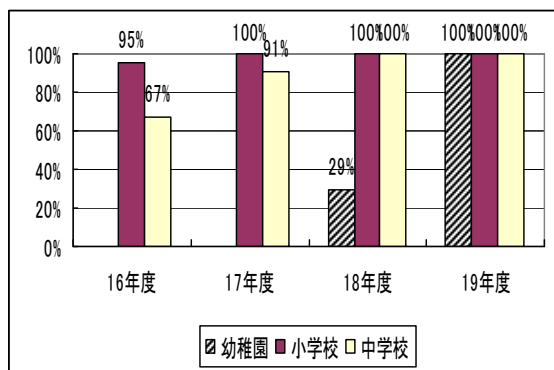
○盲・聾・特別支援学校との交流

平成19年度は、盲・聾・特別支援学校との交流が小学校26校でのべ105回、中学校11校でのべ38回、実施されました。学校間同士の交流は、学校の所在地との関係で一部の学校に限られていますが、盲・聾・特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流は、それぞれの学校で積極的に進められています。

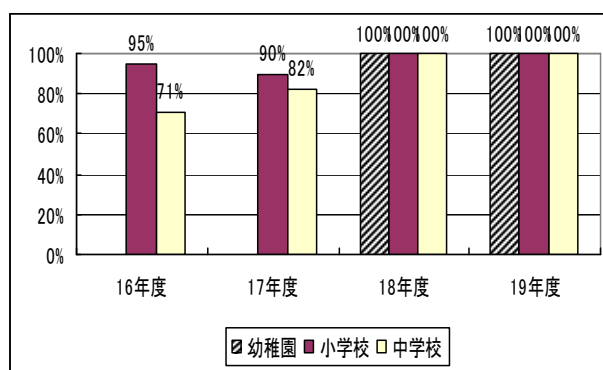
校種	小学校		中学校		
	相手校	校数	回数	校数	回数
盲学校	1	1	0	0	0
聾学校	4	22	0	0	0
西日野にじ学園	9	17	2	9	9
北勢きらら学園	12	65	8	25	25
聖母の家学園	0	0	1	4	4

○特別支援教育推進体制状況 ※幼稚園は平成18年度からの調査結果

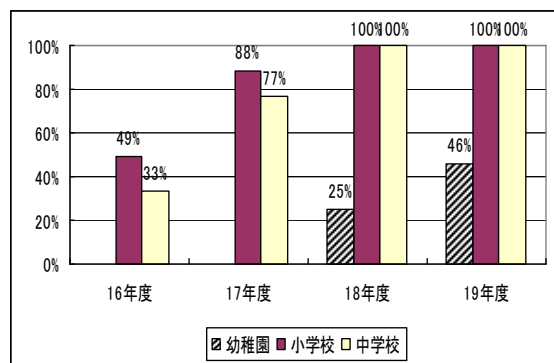
＜校内委員会設置状況＞



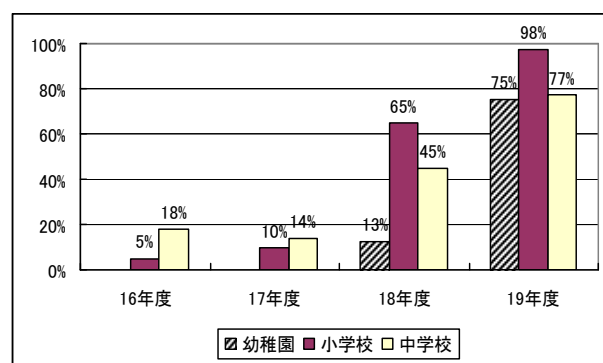
＜LD, ADHD, 高機能自閉症等の実態把握の状況＞



＜特別支援教育コーディネーターの校務分掌位置付け状況＞



＜個別の教育支援計画の策定状況＞



課題（今後の方向）

- 特別支援教育の趣旨を一層徹底し、「個別の教育支援計画」を各園・学校で作成の上、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるようにする必要があります。
- 各園・学校において、特別支援教育コーディネーター等が中心的な役割を果たし、個別に支援の必要な幼児児童生徒の実態把握や支援計画の作成、それに伴った支援などを組織的、計画的に進めるための体制の確立・充実等を図る必要があります。